○防衛省令第一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第十三条の規定に基づき、方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十九日

防衛大臣　北澤　俊美

方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部組織規則の一部を改正する省令

方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部組織規則（昭和三十四年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「調査部」を「情報部」に改める。

第五条第二号中「調査課」を「情報課」に改める。

第十二条の見出し中「調査部」を「情報部」に改め、同条中「調査部」を「情報部」に、「調査課」を「情報課」に改める。

第十三条（見出しを含む。）中「調査課」を「情報課」に改める。

第三十八条第一項中「（第九師団司令部の第三部長を除く。）」を削り、同条第二項を削る。

第三十九条第一項中「（第九師団司令部の第四部長を除く。）」を削り、同条第二項を削る。

第四十三条第一項中「（第九師団司令部の施設課長を除く。）」を削り、同条第二項を削る。

第四十四条第一項中「（第九師団司令部の通信課長を除く。）」を削り、同条第二項を削る。

附　則

この省令は、平成二十二年三月二十六日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年三月十九日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一七―〇―九六

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「政策評価審議官」を「政策評価審議官　年金管理審議官」に、「首席年金数理官」を「首席年金数理官　調査室長　監査室長　会計室長　システム室長」に改め、同部地方厚生局の項中「指導管理官」を「指導総括管理官　特別指導管理官」に改め、同項の次に次のように加える。

地方厚生局分室	分室長
九州厚生局沖縄分室	分室長

別表厚生労働省の部四国厚生支局の項中「指導管理官」を「総務管理官　指導総括管理官」に改め、同項の次に次のように加える。

四国厚生支局分室	分室長

別表厚生労働省の部九州厚生局沖縄分室の項を削る。

別表社会保険庁の部を削る。

別表備考第一項中「平成二十一年十一月三十日」を「平成二十二年二月二十八日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十九日

国家公安委員会委員長　中井　洽

第一号の表一号の項中「枚方市」を「門真市」に改め、同表四百八十三号の項の次に次のように加える。

四百九十号	美祢市美東町綾木から同町真名まで

附　則

この告示は、平成二十二年三月二十日から施行する。

○金融庁
財務省告示第二号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年一月法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十九日

金融庁長官　三國谷勝範
法務大臣　千葉　景子
財務大臣　菅　直人

「アールビーシー　デクシア　イ　カナダ　オンタリオ州　トロント市　キング　ストリート　ウエスト　七十七　ロイヤル　トラスト　タワー」を「アールビーシー　デクシア　イ　カナダ　オンタリオ州　トロント市　ウェリングトン　ストリート　ウエスト　百五十五　十階」に改め、バンク　オブ　チャイナ（ホンコン）リミテッドの項の次に次のように加える。

クラリデン　ロイ　アーゲー　スイス連邦　チューリッヒ市　バーンホフストラッセ　三十二

○総務省告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十二年三月十九日

総務大臣　原口　一博

政党	異動事項	届出年月日
政治団体の名称	新	旧	
国民新党	代表者の氏名	亀井　静香	綿貫　民輔	二一、二二、二八
新党日本	会計責任者の氏名	岡田　竹識	須山　卓知	二一、二二、一八
政治資金団体				
政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
国民新党友の会	代表者の氏名	齋藤　豊	後藤　正雄	二一、一二、二八
	会計責任者の氏名	林　敏紀	品川　渙	
財団法人国民政治協会	代表者の氏名	塩川正十郎	曽田　肇	二一、一二、一七